



ポストBrexitの英国経済の行方

2021/3

欧州三井物産 戦略情報課

平石隆司

三井物産戦略研究所 国際情報部 欧露・中東・アフリカ室

ダーベル暁子

Summary

- 英国は、加盟から48年を経てEUから「完全離脱」し、両者の関係は「関税同盟と単一市場」から「通商・協力協定」に基づくものへ変化した。
- EU単一市場へのアクセス悪化によって英国経済は下押しされるが、一方英国はインド太平洋への展開をにらむ「グローバル・ブリテン」や、フィンテック、グリーンテクノロジー、AI等に焦点を当てた産業戦略等の「ポストBrexitの成長戦略」を打ち出し、英国企業もそれに呼応した展開を進めている。
- これら比較優位産業の力強い成長とアジアへの積極的展開が進み、英国経済が一定の活力を維持し続けるのがメインシナリオだ。日本企業は、欧州大での機能再編という「守り」と、成長分野のインド太平洋への展開を英国企業と連携し推進するという「攻め」が一体となった事業戦略の構築が必要であろう。

Contents

1. はじめに	2
2. EU との通商・協力協定の内容と経済的影響	2
2-1. 通商・協力協定の内容	
2-2. EU との経済関係の変化による負の影響	
3. グローバル・ブリテン：EU 域外との貿易関係強化	5
3-1. 「グローバル・ブリテン」とは	
3-2. EU 域外との貿易関係強化	
3-3. 今後の課題	
4. 産業政策と注目領域	7
4-1. ポスト Brexit の産業政策	
4-2. 注目セクター	
5. ポスト Brexit の 3 つのシナリオ	11
5-1. メインシナリオ（蓋然性 High）	
5-2. 悲観シナリオ（蓋然性 Medium）	
5-3. 楽観シナリオ（蓋然性 Low）	
6. おわりに—いたずらな悲観論を超えて—	13

1. はじめに

2020年12月31日午後11時（英国時間）、英国は、1973年の加盟から48年、離脱を決定した国民投票から4年半を経てEUから「完全離脱」した¹。同時に両者の関係は、それまでの「EU関税同盟と単一市場」から、「通商・協力協定」（Trade and Cooperation Agreement）に基づくものへと変化した。

ジョンソン英首相の、「英国にとって驚くべき機会であり、最大限に利用できるかは我々次第だ」との力強い宣言とは裏腹に、マスメディアには「英国はEUから主権を奪還したものの、代償として単一市場へのアクセスが悪化し経済的に大打撃を被る」との悲観論があふれている。

本稿では、主に中長期的な時間軸で、英国がEUと締結した「通商・協力協定」および、英国の成長戦略（貿易、産業政策）を分析することによって、ポストBrexitの英国の経済的方向性を包括的に考察する。

2. EUとの通商・協力協定の内容と経済的影響

今回の通商・協力協定の交渉の特徴は、①交渉が非常に難航し、双方の批准作業完了は（EUは暫定批准）移行期間終了の1日前であったこと、②通常のFTA交渉は、両者の関係の「緊密化」が目的だが、今回は関係の「希薄化」が目的であったこと、③英EU間の広範かつ重層的な関係にもかかわらず（英国の対EU輸出入、内外直接投資残高は全体の5割弱）、交渉開始から妥結までわずか10カ月弱のスピード締結であり、そのため多くの積み残し課題が発生したこと、であった。

以下では協定の骨子と、想定される経済への影響を分析する（4、5ページの図表1、2、3参照）。

2-1. 通商・協力協定の内容

(1) 財貿易

原産地規則を満たす全ての品目で、関税ゼロ・輸入割り当てなしは、他のFTAにはない画期的内容だ。もともと、EU加盟時には存在しなかった通関手続き（税関申告・検査、動植物検疫等）が発生するため、企業にとってコスト上昇とリードタイムの長期化を引き起こす。中長期的には英EU間で構築されていたサプライチェーンの大幅な見直しが生じる恐れもある。

(2) サービス貿易

専門資格（医者、会計士、エンジニア等）についての自動的な相互認証がないなど、サービス貿易に関する合意は非常に限定的だ。

金融サービスの提供および個人情報の国境を越えた移転は、EU加盟時は金融の単一パスポート制度とGDPR（一般データ保護規則）の下でそれぞれ運営されてきたが、当協定には含まれず、金融規制の同等性評価、個人情報保護の十分性認定についての交渉が別建てで実施された。金融サービスについては交渉継

¹ 英国は、2020年1月31日午後11時に（英国時間）EUを離脱したが、同時に同年12月末まで、政策決定への不参加を除きEU加盟時と全く同様の権利と義務を持つ「移行期間」入りしていた。

続中だが、個人情報保護については、欧州委員会によって2021年2月19日に充分性認定付与の方針が示されており、暫定的に充分性認定が付与されている6月30日までは手続きが完了する見込みである。EUは付与から4年後に充分性を再評価し、更新可否を判断する。

金融サービスは、暫定措置としてデリバティブについて英国のクリアリングハウス（中央精算機関）の同等性が、また、アイルランドの証券決済について英国の証券集中保管機関の同等性が、それぞれ2022年6月末までと2021年6月末まで認められた。Brexitによる「シティ」から欧州大陸への雇用・資産の移転は今のところ限定的だが（EYによる在英金融大手222社を対象とした調査では、国民投票以降足元までの大陸への雇用移転は7,600人）、欧州大での「金融ハブ」の地位維持の一方で規制緩和による国際競争力強化を狙う英国と、「シティ」への依存脱却を狙うEUの思惑が交錯し協議は難航しており、交渉の行方次第でさらなる雇用、資産移転が進む可能性がある。

(3) 人の移動

EU加盟時にはあった英EU間の「人の移動の自由」（労働および居住の自由）はなくなる。英国では、EU市民とその他の外国人の区別はなくなり、必要要件（技能、英語、仕事のオファー等）、教育要件、需給要件、年収要件等に基づくポイント制による新移民制度が適用される。

新移民制度は、「高技能労働者優遇、低技能労働者冷遇」の特徴を持つ。EUから受け入れる低技能労働者への依存度が高い、製造業、卸・小売、ホテル、飲食業、運輸、建設、農林水産業等においては代替労働力の確保や省力化投資による悪影響の緩和がポイントとなる。

(4) レベルプレイングフィールド（公平な競争条件）

英国は、Brexitの主要目的の一つである「EUの規制からの乖離の自由」の獲得に成功したものの、「補助金」と「労働・環境」においては対抗措置発動の仕組みがあるため、独自の規制の設定と対抗措置の間でいかにバランスを取り、ポストBrexitの成長戦略に活用していくかが問われる。

補助金では、双方とも、独自の補助金制度を保持し、それを監督する独立した組織を設立・運営。相手の補助金によって自らの産業が甚大な被害を被った場合には対抗措置を迅速に実行できる。

労働・環境では、双方が当該分野における保護水準維持のコミットメントを行う。紛争解決のため専門家パネルを設置し、条約の締結から一定期間後、条文の修正を相手に対して提案できる「リバランスメカニズム」を設ける。

2-2. EUとの経済関係の変化による負の影響

EUとの経済関係の変化は、英国経済にいかなる影響を及ぼすであろうか。まず、EU単一市場へのアクセス悪化の影響を見てみよう。

財貿易については、通関手続きによるリードタイムの長期化を背景に、英EUをまたいで重層的サプライチェーンを構築している製造業、特にジャストインタイム方式を採用し、完成品輸出のEU市場への依存度

が高い自動車産業への悪影響が懸念される。サービス貿易については、EUの金融単一パスポート喪失により金融サービスの輸出が下押しされるほか、専門資格についての自動的な相互認証がなくなることなどによってビジネスサービス輸出も抑制されよう。EUからの低技能労働者の受け入れが制限されることで、ホスピタリティ産業や飲食業、建設業等では労働力不足や、賃金の上昇による収益の下振れが懸念される。

英国政府の試算によれば、EU単一市場へのアクセス悪化によって、15年後の英国の実質GDPは4.9%ポイント下押しされる。

一方、Brexitによって英国は、通商政策の自由な展開や、規制、補助金、税率の自由な設定権等を獲得する。それらを効果的に活用し、次章以降で分析する、EU以外とのFTAの締結や産業戦略の展開へ結び付けられれば、経済を活性化し、前述した悪影響をある程度相殺することは可能だ。

図表1 英EU通商・協力協定 (Trade and Cooperation Agreement ; TCA) とEU加盟時/WTO型の比較

	EUの政策決定への参加	単一市場へのアクセス					通商政策の自由	人の自由な移動 (労働、居住の自由)	シェンゲン協定	EU予算への拠出	EU法との調和
		モノ		サービス							
		関税	通関手続	金融	個人データ 移転						
英国のEU加盟時	参加	無	無	完全	完全	可	無	完全	不参加	有	完全
英EU TCA	不参加	無	有	限定的	無 ^{*1}	不可 ^{*1}	有	無	不参加	一部有 ^{*2}	限定的
WTO型	不参加	有	有	無	無	不可	有	無	不参加	無	無

*1金融サービスの国境を越えた提供および個人情報の国境を越えた移転については、TCAには含まれないが、金融規制の同等性評価、個人情報保護の十分性認定についての協議が別建てで行われており、最終的アクセスの可否はその交渉次第

*2ホライズン・ヨーロッパ等のEUの研究開発プログラムへ参加費用を負担することで参加可能

出所：欧州三井物産戦略情報課作成

図表2 英国の対EU輸出入上位品目 (財・サービス)

財						サービス					
輸出			輸入			輸出			輸入		
品目	金額 (億ポンド)	シェア	品目	金額 (億ポンド)	シェア	品目	金額 (億ポンド)	シェア	品目	金額 (億ポンド)	シェア
1 石油・石油製品	200	11.8%	1 二輪・四輪など	485	18.2%	1 その他ビジネスサービス	414	33.1%	1 旅行	327	32.7%
2 二輪・四輪車など	173	10.2%	2 医薬品	177	6.7%	2 金融	257	20.5%	2 その他ビジネスサービス	274	27.4%
3 その他輸送機器	99	5.8%	3 電子機器	114	4.3%	3 旅行	175	14.0%	3 輸送	178	17.8%
4 その他製造部品	94	5.5%	4 その他製造部品	105	4.1%	4 輸送	136	10.9%	4 情報通信	58	5.8%
5 医薬品	92	5.4%	5 一般機器	101	3.8%	5 情報通信	107	8.5%	5 金融	54	5.4%
6 一般機器	69	4.1%	6 通信・録音機器	99	3.7%	6 知的財産	63	5.1%	6 知的財産	43	4.3%
7 電子機器など	68	4.0%	7 オフィス機器など	82	3.1%	7 保険・年金	33	2.6%	7 保険・年金	17	1.7%
8 発電機	67	3.9%	8 石油・石油製品	80	3.0%	8 メンテナンス・修理	18	1.4%	8 建設	16	1.6%
9 服飾用部品など	53	3.1%	9 発電機など	78	2.9%	9 建設	15	1.2%	9 政府	14	1.4%
10 通信アプリケーションや部品	44	2.6%	10 製造用メタル	76	2.8%	10 文化・娯楽など	15	1.2%	10 製造	10	1.0%
合計	959	56.4%	合計	1397	52.6%	合計	1233	98.5%	合計	991	99.1%

出所：HMRC、UK Trade & Info

出所：ONS

図表3 英EU 通商・協力協定 (Trade and Cooperation Agreement) のポイントと評価

項目	ポイント	評価
財貿易	<ul style="list-style-type: none"> 原産地規則を満たす全ての品目において、「関税ゼロ・輸入割り当てなし」。 原産地規則については、英EU間での原材料・生産工程を含む「完全累積」を採用。それぞれのFTA締結国を累積の対象に加える「拡張累積」は不採用。 もともと、懸案であったEVとバッテリーに関しては、基準値の段階的導入等の緩和措置を導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 全品目にわたり「関税ゼロ・輸入割り当てなし」は、他のFTAにない画期的内容。 通関手続（税関申告・検査、動植物検疫等）が発生。 原産地規則について、基準値の段階的導入が達成されたことは、EV生産はアジアからのバッテリー輸入比率が高いため、欧州で生産する日系自動車メーカーにとって、特に英国の生産拠点の競争力維持の観点から朗報。
サービス貿易	<ul style="list-style-type: none"> WTOルールを上回る開放性を確保。市場アクセスにおける法人形態や外国資本上限等の制限の排除、拠点設置要件廃止、経営人・取締役の国籍条件禁止、等の規定によりサービス貿易・投資を促進。 専門資格（医者、薬剤師、エンジニア、建築家等）についての自動的な相互認証はない。 金融サービスの提供および個人情報の国境を越えた移転については、本協定には含まれず、それぞれ規制の同等性評価、十分性認定についての交渉を、別建てで実施。 2021年3月初旬現在、金融サービスについては交渉継続中だが、個人情報保護については欧州委員会により十分性認定付与の方針が示されており、暫定的に十分性認定が付与されている6月末までには手続き完了見込み。EUは、付与から4年後に十分性を再評価し更新可否を判断。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門資格の相互認証がないなど、サービス貿易に関する合意は非常に限定的。 金融についての暫定措置として、テリティアに関し英国のクリアリングハウス（中央清算機関）の同等性および、アイルランドの証券決済に関し英国の証券集中保管機関の同等性がそれぞれ2022年6月まで、2021年6月まで認められた。 こうした措置がさらに長期化・拡大するのか、さらに正式な金融規制の同等性評価がいつ、どの範囲まで認められるのかが注目される。
デジタル貿易	<ul style="list-style-type: none"> 世界で最も自由で先進的なデジタル貿易条項を含む。国境を越えたデータの移転を容易にするため、デジタルローカライゼーションを禁止する。 企業にソースコードの開示やIPの移転を求めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 日英EPAで採用された、企業に対するソースコード開示要求の禁止等、先進的規定が盛り込まれた。英国がこの先進的仕組みのネットワークを「グローバル・ブリテン」戦略の中でいかに拡大して
エネルギー・気候変動	<ul style="list-style-type: none"> 英国とEU其々の野心的エネルギーと気候変動対策を支援・強化。これは電力とガスの国際連系線を通じた貿易、エネルギー安全保障、それぞれの市場における再生可能エネルギーの統合、北海におけるオフショアエネルギーでの協力、英国とEUのETSの連携等を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー・気候変動分野は、英国とEUが野心的目標を掲げ世界をリードする分野であり、今後も緊密な連携が期待できる。
人の移動	<ul style="list-style-type: none"> 「人の移動の自由」（労働・居住の自由）はなくなる。 英国においてEU市民とその他の外国人の区別はなくなり、必要要件（技能、英語、仕事のオファー等）、教育要件、需給要件、年収要件等に基づくポイント制による新移民制度が適用される。 	<ul style="list-style-type: none"> 新移民制度は、「高技能労働者優遇、低技能労働者冷遇」の特徴を持つ。 EUからの低技能労働者への依存度が高い産業において英国が労働力不足と賃金上昇をいかに防ぐかがポイントとなる。
レベルプレイングフィールド（公平な競争条件）	<ul style="list-style-type: none"> 「補助金」 双方とも、独自の補助金制度を保持。補助金制度を監督する独立した組織を設立・運営。相手の補助金によって自らの産業が甚大な被害を被った場合、またはそのリスクがある場合には対抗措置を迅速に実行可能。その妥当性について仲裁組織に異議申し立てできる。 「労働・環境」 双方が当該分野における保護の水準を低下させないコミットメント。紛争解決のため専門家パネルを設置。条約の締結から一定期間後、条文の修正を相手に対して提案できる「リバランスメカニズム」を設ける。独立した仲裁パネルの同意の下で双方が相手に対して限定的かつ短期的なリバランス措置を取れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 英国は、規制や補助金について当初EUが主張した、「Dynamic Alignment」（恒久的にEUと足並みを揃え続ける）ではなく、Non Regression Clause（非退行条項）による「Static Alignment」（現在共有されている水準から基準を下げないこと）を認めさせた。 対抗措置発動の仕組みはあるが、Brexitの主要目的の一つである「独自の規制の設定とEUの規制からの乖離の自由」を獲得することに成功。今後は、このツールをいかにポストBrexitの成長戦略に活用していくかが問われる。
漁業権	<ul style="list-style-type: none"> 英国海域におけるEU割り当て漁獲量の25%を段階的調整期間である5年かけて英国の割り当てとする。5年半の間、双方の海域への安定的アクセスも確保する。 総漁獲量およびアクセス可能水域は、毎年の漁業交渉において決定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初の主張は、EUの漁獲量削減（英国80%VS EU15-18%）、移行期間（英国3年VS EU10年）であり、交渉結果はEUの勝利。英国の漁業関係者は、「ジョンソン首相の敗北」に対し強い不満の声。
EUプログラムへの参加協定の修正・打ち切り	<ul style="list-style-type: none"> 英国は、参加費用の拠出に基づき、Horizon Europe、Euratom Research and Training Programme、Copernicus等の研究プログラムへ参加可能。 5年ごとに英EU間で協定の見直しを行う。12カ月前の事前通知で協定の打ち切りが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> EUの研究プログラムに参加が認められたことは英国の研究開発にとって朗報。 5年ごとのレビュー条項が入ったことで、協定の定期的拡充が可能に。

出所：欧州委員会「Trade and Cooperation Agreement」を基に欧州三井物産戦略情報課作成

3. グローバル・ブリテン：EU域外との貿易関係強化

3-1. 「グローバル・ブリテン」とは

「グローバル・ブリテン」とは、ポストBrexitを見据えた、通商や安全保障など外交政策における英国政府のビジョンである。その中核は米国とインド太平洋地域、インドやオーストラリア、ニュージーランドを含むコモンウェルス²の国々との連携強化であり、通商面では3年以内に総輸出額の8割に相当する貿易相手国と自由貿易協定を締結することを目標³としている。

3-2. EU域外との貿易関係強化

EU離脱の最大のメリットは自国裁量で通商交渉が可能になったことだ。2020年内には63カ国と通商協定で合意し、うち、60が2021年1月1日付で発効（暫定発効も含む）した。残るカナダとメキシコ、ヨルダンについても2021年の早い時期に発効する予定だ。これらの国・地域への英国からの輸出額は、総輸出額の約6割を占める（図表4）。

² 英国と自治領、旧植民地の54カ国からなる英連邦。

³ 2019年12月の保守党マニフェストより。

図表4 英国のFTA/EPA発効・交渉状況と国・地域別貿易

FTA/EPA発効・交渉状況 (輸出額は2019年)				国・地域別貿易額とシェア						
	相手国・地域	輸出額 (億ポンド)	総輸出に 占める割合	輸出			輸入			
				国・地域	輸出額 (億ポンド)	全体に 占める 割合	国・地域	輸入額 (億ポンド)	全体に 占める 割合	
2021年1月1 日発効済 FTA・EPA	EU、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、マケドニア、ウクライナ、グルジア、モルドバ、コンゴ、日本、シンガポール、韓国、ベトナム、トルコ、イスラエル、エジプト、モロッコ、レバノン、チュニジア、アンデス共同体諸国(3カ国)、カリブ海フォーラム(13カ国)、パナマ、コスタリカ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、チリ、コートジボワール、南部アフリカ関税同盟・モザンビーク貿易圏(6カ国)、ケニア、モーリシャス、ジンバブエ、カメルーン、セイシェル、フィジー、パプアニューギニア、ファロー諸島、パレスティナ、サモア、ソロモン諸島	3,974.0	56.9%	1 EU27	3,003.5	43.0%	EU27	3,722.0	51.4%	
				2 米国	1,387.1	19.9%	米国	915.9	12.6%	
				3 中国	449.0	6.4%	中国	596.0	8.2%	
				4 スイス	250.3	3.6%	ノルウェー	178.2	2.5%	
				5 日本	152.3	2.2%	日本	162.1	2.2%	
署名済み	カナダ、メキシコ、ヨルダン (いずれも2021年初旬に発効見込み。発効まではWTOルールを適用)	144.7	2.1%	6 UAE	121.2	1.7%	インド	160.4	2.2%	
				7 オーストラリア	116.0	1.7%	スイス	140.9	1.9%	
				8 カナダ	114.8	1.6%	トルコ	109.2	1.5%	
				9 シンガポール	107.7	1.5%	カナダ	108.5	1.5%	
				10 サウジアラビア	87.2	1.2%	ロシア	97.7	1.3%	
				11 インド	79.8	1.1%	シンガポール	67.1	0.9%	
				12 トルコ	79.5	1.1%	オーストラリア	64.5	0.9%	
				13 ノルウェー	74.7	1.1%	UAE	63.0	0.9%	
				14 韓国	67.3	1.0%	南アフリカ	62.8	0.9%	
				15 ロシア	58.1	0.8%	韓国	49.8	0.7%	
EUのFTA・EPA継承で交渉中	ガーナ、アルジェリア、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、アルバニア	16.9	0.2%	その他	837.9	12.0%	合計	7,245.2	100%	
交渉中	米国、オーストラリア、ニュージーランド	1,520.2	21.8%	合計	7,245.2	100%				
(参考) CPTPP 加盟国	日本、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、シンガポール、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、ニュージーランド、オーストラリア	575.3	8.2%							
(参考) コモン・ウェルス (英国除く 53カ国)	オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、マレーシア、シンガポール、ケニア、南アフリカ、ナイジェリア等	617.1	8.8%							

出所：英統計局、英国政府の資料を基に三井物産戦略研究所作成

出所：ONSデータを基に三井物産戦略研究所作成

発効したFTA/EPAは、ほぼ全てが既にEUが各国・地域と締結した内容を、一部を除いてそのまま踏襲する継続協定である。日本との包括的経済連携協定(CEPA、日英EPA)については、日EU経済連携協定(日EU・EPA)の多くの部分を受け継いでいるが、電子商取引などの分野でより高度なルールを導入するなど、一部分野で日EU・EPAを超える内容となった。

3-3. 今後の課題

ただ、今後の貿易交渉は継続協定ではなく、新規のFTAが主となるため、英国の真の交渉能力が問われることとなる。

最重要課題は、対米FTAだ。米国はEUに次ぐ第2の貿易相手であり、米国とのFTA締結も含めた関係強化はグローバル・ブリテンというビジョンにとっても非常に重要だ。しかし、米国とのFTA交渉は2020年に第5ラウンドまで実施されたが、食品の安全基準や医療分野などで対立し、ストップしている。

インド太平洋地域との関係強化の中核となる「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定(CPTPP)」につき、英国はEU離脱から1年の節目となった2021年2月1日に加盟申請を行った。英国はCPTPPに参加する11カ国中9カ国と貿易協定で合意もしくは交渉中であり、これらの国からCPTPP加入に向けての支援が期待できると考えられる。特に、2021年にCPTPP議長国を務める日本とは、英国の早期加入支援で合意、英国側も「自由で開かれたインド太平洋」実現に向けた協力を含め、幅広い分野で日英関係を

一層強化していく意向で、ビジネス分野での波及効果も期待される。

コモンウェルスについては、特にインドとのFTA締結が重要だろう。対印輸出は全体の1%ほどと小さいがその市場規模は大きく、今後のインド太平洋地域戦略でも重要な位置を占める。2021年1月末に予定されていたジョンソン首相の訪印は、新型コロナ感染拡大の影響で先延ばしされたが、FTA締結に向けた覚え書きが交わされるとの期待が高まるなど、今後の進展が注目される。

4. 産業政策と注目領域

4-1. ポストBrexitの産業政策

英国は2016年の国民投票でEU離脱が決定した後、Brexit後の英国の競争力ならびに生産性を向上させ、成長を支えるさまざまな産業戦略を掲げてきた。

2017年11月に発表された産業戦略白書では、AIとデータ革命、クリーンテクノロジー、将来のモビリティ、高齢化などを取り組むべき重要分野とした。2020年11月には、2050年までの温室効果ガス排出量ネットゼロ目標の達成とコロナ禍からの経済復興の双方を推進する、「グリーン産業革命」を発表。重点分野として挙げられた10項目（図表5）には洋上風力や原子力、水素などのクリーンエネルギー拡大、自動車や航空・船舶といった輸送部門での脱炭素化等があり、総額120億ポンドの投資を行い、最大25万人の雇用を創出する計画だ。

図表5 英国のグリーン産業革命の10項目

1 風力	全家庭に供給し得る電力を風力で賄うことを目指し、2030年までに現在の4倍の40GWに増加させる。これにより、6万人の雇用をサポートする。
2 水素	官民共同で、2030年までに5GWの低炭素水素発電により、産業、輸送、電力、家庭向けに電力供給を行うことを目指す。2030年までに暖房設備用電気供給を全て水素発電で行う「水素タウン」を2カ所作ることを目指す。暖房ならびに調理に水素を活用する実験を2023年には住宅区画で、2025年までには集落規模、2030年までには数万人のタウン規模まで拡大させる。投資規模は5億ポンド、うち2.4億ポンドは水素生産設備に投資する。
3 原子力	大規模なものから先進的な小型モジュール炉（SMR）の開発まで、新たな原子力発電計画を進める。特に1万人の雇用を支援するSMRの研究開発に5.25億ポンドを投資。
4 電気自動車（EV）	英国各地の自動車産業のEVへの移行を加速するとともに、これを支援するためインフラを移行させていく。2030年までにガソリン車、ディーゼル車、およびバンの新規販売を禁止する。これに向け、家庭や一般道路、高速道路の充電施設の整備に13億ポンドを投じる。
5 公共交通、サイクリング、ウォーキング	グリーンバス、自転車専用レーンなどを導入してサイクリングとウォーキングをより魅力的な移動手段とし、将来のゼロエミッション公共交通に貢献する。
6 ゼロエミッション航空とグリーンな海上輸送	脱炭素化が難しいとされる航空・海上運輸分野の二酸化炭素排出ゼロを目指す研究プロジェクトを支援する。グリーンな海運技術の開発に2,000万ポンドを投資。
7 住宅、公共設備	住宅ならびに学校や病院などの公共設備をよりグリーンで暖房効果が高く、エネルギー効率の高いものとする。これにより、2030年までに5万人の雇用を創出し、2028まで毎年69万台のヒートポンプを設置する。
8 炭素回収	10億ポンドを投資し、北アイルランドやウェールズ、スコットランドに炭素回収技術で世界をリードする産業集積を設置、2030年までに1,000万トンの二酸化炭素削減を目標とし、5万人の雇用をサポートする。
9 自然	毎年、3万ヘクタール分の木を植えることで、自然環境保護と回復を行うとともに、数千人の雇用を創出・保持する。
10 技術革新と金融	野心的なエネルギー目標の達成と、ロンドンをグリーンファイナンスのグローバルセンターにするために必要な最先端技術の開発を行う。

出所：英国政府資料を基に三井物産戦略研究所作成

また、世界的な金融の中心地シティを有し、英国のGDPの7%を占める重要産業である金融分野については、特にフィンテックに対して、投資・税制、規制環境、デジタル・インフラ、対内投資誘致等、積極的に支援を行っている（図表6）。

図表6 英国の主なフィンテックセクター支援策

規制環境	オープンバンキング	・ 顧客の同意の上、オープンAPIにより銀行保有の顧客データをフィンテック企業など外部企業が利用できるようにする。2017年に制度開始。
	レギュラトリーサンドボックス	・ 2016年に開始。金融行為規制機構（FCA）が管理する、期間などを限定した環境下で、民間事業者が新しいサービスや技術の実証を行う。またコロナ禍を受け、以前から検討されていたデジタル環境で実証実験を実施するデジタル・サンドボックス導入計画を加速させており、パイロットプロジェクトを実施中。
	決済システムへのアクセス	・ 2015年4月、チャレンジャーバンクやフィンテック企業が公平な条件下、決済システムにアクセスできるようにするなど、決済分野を規制監督する決済システム規制機関（PSR）を新たに設置。2017年には非銀行系決済サービス提供者による決済システムへの直接アクセスを可能にした。
	イノベーションハブ	・ FCAが革新的な企業に直接的支援を提供するために設置。企業支援やアドバイスの提供、イベント開催に加え、他国の企業や規制当局との国際連携、金融以外の分野との連携などを実施。
	英中銀（BOE）のフィンテックハブ	・ ①アクセラレータ：英中銀（BOE）は2016年に、民間事業者と実証実験での協働プログラムを開始。 ②オープンデータプラットフォームによるデータ連携：中小企業の資金調達ギャップを銀行とその他の金融事業者間でのデータ共有で埋める取り組み。 ③AI官民フォーラム：AIと機械学習の金融サービス導入の課題やリスク等の情報をBOEとFCA、金融企業で理解・共有することを目的とする。
税制優遇策		・ 研究開発資本控除、研究開発減税。
		・ パテントボックス制度：特許技術から得る利益に対する税率を10%に引き下げ。
		・ Innovative Finance ISAを2016年から導入。P2P レンディングへの投資を組み込んだ個人向け貯蓄口座で、金利収入が非課税となる。

出所：FCA、BOE資料等を基に三井物産戦略研究所作成

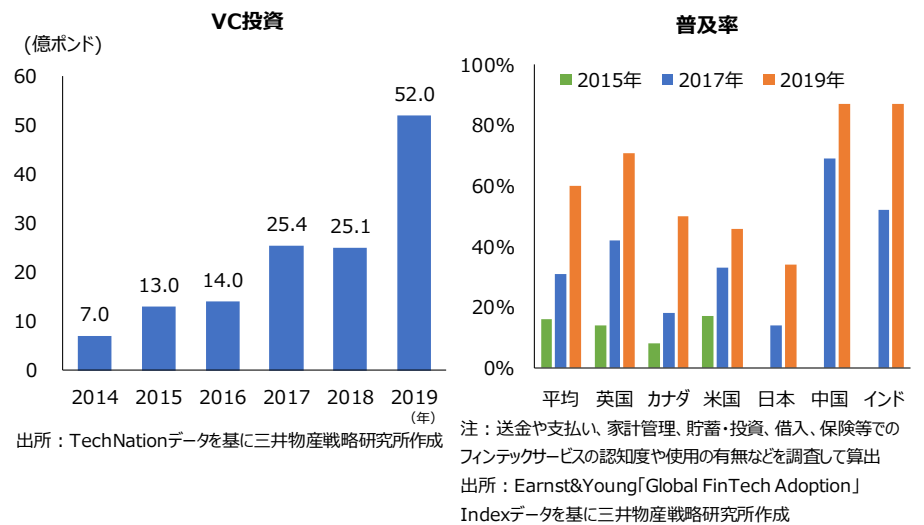
4-2. 注目セクター

(1) フィンテックとグリーンファイナンス

ロンドン世界的な金融の中心地であるとともに、フィンテックのグローバルセンターの一つであり、ロンドンの金融市場としての付加価値を高めている。政府は2014年に当時のオズボーン財務相が英国を「フィンテックの世界的な中心地とする」と宣言し、フィンテック産業を支援してきた。

英国のフィンテックセクターの強みは、確立されたエコシステムだ。前述の整備された規制環境等に加え、世界トップ10の大学のうち4つを有するなど高い教育水準で国内外の人材を引きつけていること、資本アクセスならびに企業・消費者からの需要の高さ（図表7）等が、成長を後押ししている。欧州のフィンテックユニコーンの44%が英国企業である⁴など、ユニコーン企業も多く輩出しており、チャレンジャーバンクのMonzo、日本にも進出している海外送金サービスのTransferWiseや送金・外国為替アプリRevolut（損害保険ジャパンと保険提供で提携）などが挙げられる。またクレジット分析のOakNorthは三井住友銀行と資本提携し、海外市場で協働する計画だ（図表8）。

図表7 英国のフィンテック企業へのベンチャーキャピタル投資額と消費者へのフィンテック普及率



⁴ Tech Nation Report 2020 「UK Tech for a changing world」 <https://technation.io/report2020/>

図表8 注目セクターにおける英国企業の日本参入、日本企業との協働・投資事例

セクター	英企業名	概要
フィンテック	TransferWise	海外送金サービス。2016年に日本に進出、2021年1月には円や外貨残高から直接、物やサービスの対価を支払ったり、現地国のATMで現金を引き出せるデビットカード事業参入を発表するなど、事業を拡大。
	Revolut	海外送金、外貨両替、キャッシュレス決済アプリサービス。日本には2018年に進出。損害保険ジャパンと提携、アプリ内で海外旅行保険加入を可能に。
	OakNorth	AIを駆使した新しい与信分析手法を用いたクレジット分析モデルを提供。2020年11月、三井住友銀行は業務協働を前提に2,300万ポンド相当の同社株式を取得。海外市場におけるAIや機械学習を活用した企業向け融資の高度化や貸出資産モニタリングの効率化を推進する計画。
グリーンテクノロジー	Storegga Geotechnologies	100%子会社のPale Blue Dot Energyを通じて、英国ならびに周辺諸国から排出されるCO ₂ の回収・輸送・貯留を行うAcorn CCSプロジェクトを開発中。また、大気中から直接CO ₂ を回収するDirect Air Capture技術の事業化などにも取り組む。三井物産は2021年3月にStoregga Geotechnologiesへの出資参画（15.4%）を発表。CO ₂ の回収・利用・貯留（CCUS）事業に関する制度設計が先行しつつある英国や欧州で得た同社の知見を活用して、グローバルなCCUS事業を展開し、CO ₂ 削減ソリューションの提供を目指す。
	Octopus Energy	電力小売事業者。データと機械学習を使って電力供給を最適化・効率化するサプライチェーン・プラットフォームを活用し、100%再生可能エネルギー由来の電気を供給。英国以外にも豪州、ドイツ、米国へと事業エリアを拡大。2020年12月、東京ガスは同社への約200億円の出資と、日本国内で再生可能エネルギーに特化したプランの提供等を行う合弁会社設置を発表。
	OVO	AI・IoTをはじめとするデジタル技術を活用した電力・ガス関連のサービスを提供。再生可能エネルギー由来の電気供給を主に、2030年までに自社の温暖化ガス排出量ネットゼロ達成を目指す。三菱商事が2019年に20%出資。
	Highview Power	住友重機械工業が2020年2月に4,600万米ドルの出資を発表。液化空気の形でエネルギーを貯蔵し、必要ときに電力として取り出すLAES技術を用いたエネルギー貯蔵システムの事業化を同社と推進し、欧州と米国をはじめ、アジア地域への普及を目指すとしている。
	Zenobe	蓄電池スタートアップ。東電パワーグリッドとJERAは、蓄電池を用いた需給変動への対応についてのノウハウ蓄積や発電所の運転効率化に向け、2019年に約30億円を出資。
AI	Secondmind	マツダの内燃エンジンのパラメーター調整（キャリブレーション）をAI技術で支援。エンジンの開発期間短縮や性能向上などに貢献。
	Ocado	英ネットスーパー大手。AIやロボットなど最先端技術を在庫管理や物流に活用、同社のオカド・スマート・プラットフォームをイオンに提供する独占パートナーシップ契約を2019年に締結。

出所：プレスリリース、各種報道等を基に三井物産戦略研究所作成

今後の最大の課題は人材確保だろう。英国政府によればフィンテックセクターの労働者数は、7万6千人で、うち4割が外国籍⁵だ。同セクターの労働者数は2030年までに10万人に増加すると見込まれており、外国人材の呼び込みも不可欠となる。しかし世界的にデジタル人材需要は高まっており、競争は激化している。前述のとおり、高技能労働者優遇措置は取られているが、今後、優遇措置のさらなる強化や国内での人材育成推進が必要となろう。

一方、グリーン産業革命の重要項目には、最先端技術の開発を通じて、ロンドンをグリーンファイナンスの世界的な中心市場とすることが掲げられている。ロンドンがグリーンファイナンス市場ランキングで世界3位⁶であり、グリーンファイナンスの分野でもフィンテックを活用し、ロンドンの地位をさらに高めていくとしている。

(2) グリーンテクノロジー：輸送、エネルギー部門での脱炭素化

輸送セクターでは、ガソリン車とディーゼル車の新車販売禁止時期が2030年まで前倒しとなり、EV生産への移行推進が英自動車産業生き残りのカギとなる。政府はEV生産拡大推進のため、EV用バッテリーの国内生産拡大に2024年までに5億ポンドを投じる計画だ。2019年12月には、英スタートアップBritishvoltが、日産のサンダーランド工場近くに大型バッテリー生産工場を建設することを発表、2023年に生産を開始し、

⁵ 英国国際貿易省（2019年）「UK FinTech State of the Nation」

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/801277/UK-fintech-state-of-the-nation.pdf

⁶ Z/Yen Group（2020）「The Global Green Finance Index 6」

https://www.longfinance.net/media/documents/GGFI_6_Full_Report_2020.10.27_v1.0_0LqwJ0b.pdf

2027年までに年間30万個のバッテリーを生産する計画だ。また、バッテリー原料の調達が課題となるが、英南西部のコーンウォールでは、政府支援も受け、地熱水中のリチウムを回収する試験プロジェクトが進んでいる。同地域では2020年1月にオフショアでのリチウム資源探査の承認も下りるなど、今後の展開が注目される。

航空・船舶で水素燃料電池を活用する動きも活発化している。2020年9月には官民で「ジェット・ゼロ協議会（JZC）」を設置、航空業界のネットゼロ実現に向けた取り組みを進める。同月には、政府から530万ポンドの支援を受けた英航空機ベンチャーZero Aviaが、水素燃料電池搭載の小型航空機のテスト飛行を世界で初めて成功させた。英大手LCCのEasyJetも仏Airbusとともに2035年までの水素燃料電池搭載旅客機の製造を目指している。

一方、蓄電は脱炭素化に不可欠な技術であり、技術革新が求められる分野である。英政府も研究資金助成機関「イノベートUK」を通じて支援している。その支援を受ける企業の一つ、英蓄電Highview Powerは2020年6月、マンチェスターで液化空気エネルギー貯蔵技術（LAES）を利用した蓄電所の建設を開始した（蓄電容量は250MWh、2022年に完成予定）。同社は英発電所開発事業者Carlton Energyとともに、今後さらに国内4カ所に蓄電所を建設し、蓄電容量を1GWhに増加させる計画。同社には2020年2月に住友重機械工業が4,600万米ドルの出資を発表、今後、欧米やアジアで協働する計画だ（上述図表8）。

(3) AI

AIは2017年の産業戦略白書の4大重点領域の一つである。英国のAIセクターへのベンチャーキャピタル投資は、2015年の2.5億ポンドから2019年には13億ポンドまで増加し、その規模は米国と中国に次ぐ世界第3位⁷と、グローバルリーダーの一角を占める。人材面では、オックスフォード大学やケンブリッジ大学などが世界トップクラスのAI研究機関を持ち、AI論文の発表数、AI専門技術者の数でも世界第3位⁸となっている。

政策面でも、デジタル化政策提言等を行うオックスフォード・インサイトの「Government AI Readiness Index」（AI関連の政策やデータインフラの整備度合いなどで評価）で、英国は172カ国中2位と高い評価を受けている。2018年には政府と産業界が10億ポンドを拠出して次世代のAI人材の育成や、データインフラの開発等を進めていく「AIセクターディール」で合意、官民協力体制も作られている。

医療では、英スタートアップのBabylon HealthがチャットボットによるAI診断アプリを国営医療制度（NHS）に提供するなど、以前から公的医療現場でのAI活用が進められてきた。さらに、新型コロナ対応では、英国のAI創薬BenevolentAIによる関節炎薬バリシチニブのコロナ治療への有効性発見や、NHSにおける新型コロナの早期診断支援やワクチンの副反応の分析等へのAI活用など、医療におけるAIの活用度合いが高まっている。

⁷ Tech Nation Report 2020 「UK Tech for a changing world」 <https://technation.io/report2020/#21-global-innovation>

⁸ カナダElement AI 「Global AI Talent Report 2020」 <https://jfgagne.ai/global-ai-talent-report-2020/>

5. ポストBrexitの3つのシナリオ

中長期的な時間軸で見た場合、ポストBrexitの英国経済の行方としては以下の3つのシナリオが想定される。

5-1. メインシナリオ（蓋然性 High）

「開かれたミドルパワー」—イノベーションを軸に比較優位産業のアジア展開で活力を維持—

パンデミックによる景気低迷を背景にジョンソン首相は経済重視の政策運営へと舵を切り、ローゼンフィールド首席補佐官やゴープ内閣府担当相らプラグマティストが影響力を増しているが、足元でのフロスト前EU離脱首席交渉官の対EU関係担当相就任に表れるように、EUからの主権の奪還や規制の乖離、移民抑制を重視するEU懐疑派も一定の影響力を維持する。

産業戦略遂行に際しての規制緩和や補助金支給については、EU懐疑派の影響力が残るなかで、全面的とはいえないが一定程度EUとの協調を考慮した運営がなされる。それを梃子に国外からの投資を呼び込みながらイノベーションを推進し、フィンテック、グリーンテクノロジー、AI等が力強い伸びを示し経済成長を牽引する。

一方、移民制度については、ある程度柔軟な運営がなされるが、EUからの低技能労働者の減少が完全に他地域からの増加によってカバーされることはなく、ホスピタリティ産業や飲食業、建設業等一部の産業に負の影響が生じる。EU市場を主要ターゲットとしてきた製造業の一部も、リードタイムの長期化やコスト競争力の低下によって伸び悩みを余儀なくされよう。

EUの対英政策は、EUが経済復興政策「Next Generation EU」による南欧への優先資金配分等で連帯を示し一定の求心力が維持される結果、プラグマティックに遂行される。金融規制についての交渉は難航しつつも中長期的には幅広い分野で同等性評価が付与され、レベルプレイングフィールドに基づく対抗措置も、英国の対EU姿勢と相まって一定の範囲にとどまる。

通商政策面では、トラス英国国際貿易相の強力なリーダーシップと日本の支援の下でスムーズなCPTPP加盟に成功し、比較優位産業の積極的な事業展開が進められる。インドとのFTA交渉は、相互に利益の大きい医薬品、フィンテック、化学、石油、食料分野の先行締結も視野に入れながら迅速に協議が実施される。また、対中関係については、緊張緩和が図られ貿易・投資関係も一定の改善に向かう。一方、対米FTAについては、バイデン政権の「通商交渉の前に国内投資で労働者の競争力を立て直す」との方針に加え、TPA（貿易促進権限）の期限も2021年6月に迫っているため、締結への動きが高まるのは2022年の米中間選挙後となる。

総合すると、対EU関係希薄化の悪影響は産業ごとに濃淡があり、それを完全に相殺するには至らぬが、比較優位産業を牽引役に世界の成長センターたるアジア地域への展開をダイナミックに進めることで、英国経済は一定の活力を維持し続ける。

英国経済の行方を中長期的に左右する重要ファクターとしては、①英国保守党内におけるEU懐疑派と経済重視のプラグマティストのパワーバランス—産業政策における補助金や、EUからの規制の乖離、そして対EUアプローチに影響、②英EU双方が通関手続きの合理化、円滑化にどこまで真剣に取り組み、またそれ

が技術的に対応可能か—製造業のサプライチェーンの再編に影響、③EUの求心力とEU懐疑派の動向—①とともにレベルプレイングフィールドに絡むEUの対抗措置等に影響、④米中対立下での英国の立ち位置—対米FTAと対中貿易・投資動向に影響、が考えられ、それらの動向次第で、以下の悲観シナリオ、および楽観シナリオが実現する可能性もある。

5-2. 悲観シナリオ（蓋然性 Medium）

「グレートブリテンからリトルブリテンへ」—経済は低迷し連合王国の絆も揺らぐ—

保守党内においてEU懐疑派が圧倒的勢力を保持し、ジョンソン首相に対しEUの規制からの乖離について圧力をかけ続ける。その結果、英国は産業戦略遂行に際し、EUとの協調を考慮することなく、規制緩和や補助金支給を一方向的に推し進め、EUとの信頼関係は著しく傷つけられる。

新移民制度は、運用の失敗や、英国における、移民を従来ほど歓迎しない雰囲気背景に、当初想定していた低技能労働者受け入れの抑制にとどまらず高技能労働者の受け入れも滞り、人材不足が深刻化する結果、フィンテックやAI等比較優位産業の成長まで阻害されてしまう。

また、物流停滞についての責任はEUへ転嫁され、通関手続きの合理化、円滑化への真剣な取り組みはなされない結果、製造業のサプライチェーンは大きなダメージを受ける。

EUではパンデミックからの景気回復は遅れ、加盟国内の格差、加盟国間の格差がそれぞれ拡大することでEUの求心力は低下し、EU懐疑派が台頭。前述した英国との信頼関係の棄損と相まって英EU摩擦が高まる。金融の同等性評価は付与されず、レベルプレイングフィールドに基づいた、セクターをまたいだ報復措置等、さまざまな領域において英国に対し強硬な措置が取られる。

通商政策面では、CPTPP加盟交渉は、農業問題、食の安全、ISDSをめぐる国内調整に手間取り、対インドFTAは移民問題がネックとなり交渉が滞る。対米FTAは、バイデン政権の国内重視策の方針に基づき早期締結は期待できず、対中関係は緊張が続く結果、EU域外との貿易関係の強化はほとんど進まない。

総合すると、EU単一市場へのアクセスの悪化に加え、それを補うはずのEU以外とのFTA締結と産業戦略に失敗し、英国経済は停滞を余儀なくされる。ポストBrexit戦略の失敗は、親EUのスコットランドの独立運動を再燃させ、ジョンソン首相は法的拘束力のある住民投票の容認へ追い込まれる。

5-3. 楽観シナリオ（蓋然性 Low）

「危機をバネに飛躍」—負の効果最小化とグローバルネットワーク拡大等、正の効果最大化—

Brexit交渉中および離脱後のさまざまな混乱の元凶となったEU懐疑派への支持が保守党内で著しく低下する。結果として産業戦略遂行に際しての規制緩和や補助金支給については、EUとの協調が非常に重視され、Brexit交渉を通じて傷ついたEUとの信頼関係が再構築される。

移民抑制を唱えるEU懐疑派の影響力の低下によって、新移民制度はEUからの低技能労働者の減少分を他地域からの増加によってカバーするよう非常に柔軟な運用がなされ、労働集約型産業における負の影響は回避される。

通関手続き合理化、円滑化のための投資がソフト・ハード両面で積極的になされ非関税障壁が最小化される結果、Brexitに伴う製造業の競争力低下は非常に限定的となり、英EU間のサプライチェーンの本格的再編は回避され、ほぼ現状のまま維持される。

EUの対英政策は、非常に友好的なものとなり、欧州市場の分断回避による効率性維持の視点から金融の同等性評価は短期的に幅広い分野でスムーズに付与される。また、レベルプレイングフィールドに基づく対抗措置も、非常に限定的なものにとどまる。

通商政策面では、メインシナリオ同様、CPTPP参加とインドとのFTAが進められる。対中については「冷経熱」で、かつての「黄金時代」のような良好な経済関係が再構築され、対米FTAも、食品の安全基準や医療分野等の対立点が解消されるとともに、パンデミックからの米国経済の立て直しも迅速に進むことで比較的早期に締結される。

総合すると、EU単一市場へのアクセス悪化の影響の最小化に成功することに加え、フィンテック、グリーンテクノロジー、AI等英国の比較優位産業のネットワークをインド太平洋全域へ拡大し、同地域の成長力を取り込むことで英国経済は危機をバネに大きく飛躍する。

6. おわりに—いたずらな悲観論を超えて—

どのシナリオをたどるにしても、BrexitによってEU単一市場へのアクセスが悪化し、英国のEU市場へのゲートウェイ（EUをにらんだ生産、販売、物流拠点）としての位置付けが弱まることは否定できない事実である。

しかし、英国が持つ、①グローバルネットワークを活用し、集めたヒト、モノ、カネ、情報を、エンジニアリング力によって付加価値創出に結びつける力、②緩和が進んだ透明性の高い規制や、低い法人税率等企業フレンドリーな税制、国際金融センター「シティ」の資金調達力、世界最高峰の高等教育機関や研究機関の集積等の卓越した事業環境、③柔軟な労働市場とそこに世界中から集まる高度人材、④世界有数のイノベーション力、⑤英語環境と国際取引における準拠法としての英国法、等の「強み」はBrexit後も変わらず存在し続けていることを正しく認識する必要がある（図表9）。

さらに、英国には、①EUの官僚主義の呪縛からの解放による機動的な政策の展開、②規制、補助金、税率の自由な設定、③FTAの締結を含む自由な通商政策の展開、が可能となるなど、Brexitによって新たに獲得するものもある。英国政府はそれらを利用しグローバル・ブリテンや各種産業戦略等の「ポストBrexitの成長戦略」を打ち出し、英国企業もそれに呼応して成長産業のニューフロンティアたるインド太平洋地域への展開を開始している。

日本企業には、英国のEU市場へのゲートウェイとしての位置付けの弱まりに対応した欧州大での機能再編という「守り」と同時に、英国が成長戦略の中心に据えるフィンテック、AI、グリーンテクノロジー分野等において、新たに英国内に創出される需要の取り込みを図るとともに、それら有望分野において、日本を含むインド太平洋地域をターゲットとした展開を英国企業と連携して推進するという「攻め」が一体

となった事業戦略の構築が必要だろう。

Brexitは欧州に展開する日本企業にとってリスクであると同時にチャンス到来でもあり、英国のポストBrexitの成長戦略の具体的展開とそれに呼応した企業戦略を注視し、アジリティを持って柔軟に対応していくことが求められる。

図表9 Brexitによって英国が得るもの、失うもの、そして変わらぬもの

1. Brexitによって英国が失うもの

- (1) EU単一市場へのアクセスの悪化（非関税障壁の発生や金融パスポートの喪失等）と、同市場へのゲートウェイ（同市場をにらんだ生産、販売、物流拠点）としての位置付けの弱まり。
- (2) 外交交渉や通商交渉での交渉力の低下（EUの数の力をバックとした交渉力の喪失）。

2. Brexitによって英国が獲得するもの

- (1) 自由な規制、補助金、税率の設定権。規制緩和や補助金、減税等による成長戦略の展開。
- (2) 機動的かつ柔軟な政策決定。EU官僚機構とコンセンサスに基づく遅々とした政策決定からの解放。
- (3) 自由な通商政策（対米、日、豪、ニュージーランドを最優先に、CPTPPへの参加をにらむ）。
- (4) EU予算への分担金のセーブ（2019年の英国のEU予算へのネット拠出は2019年に68億ユーロ）。

3. Brexitによっても変わらぬ英国の特徴・優位性

- (1) コモンウェルス等、大英帝国の歴史に根差すグローバルネットワークを活用し集めたヒト、モノ、カネ、情報を、エンジニアリング力によって付加価値創出に結びつける力。
- (2) 国際金融センター「シティ」の資金調達力。シティはグリーンファイナンスで世界のリーダーを目指す（Brexitに伴う金融機関の流出は予想以上に小規模。2020年9月調査でロンドンは、国際金融都市ランキングでニューヨークに次ぐ2位を堅持。フィンテックランキングでもロンドンは世界4位）。
- (3) 資本の国籍を問わず投資を呼び込む力＝ウインブルドン現象。産業の新陳代謝が活発（GAFA等テック企業は、高度人材、優れた研究機関、大学の集積を理由に、Brexit決定後も英国投資を加速）。
- (4) 世界有数のイノベーション力（英国は、テクノロジーエコシステムや政府の事業支援、世界屈指の大学および研究機関を背景に、フィンテック、AI、ライフサイエンス、グリーン、サイバーセキュリティ分野において世界をリード）。
- (5) 包摂性＝多様な文化を受け入れる国際性、異文化に対する許容度（ジョンソン首相：王室の血やトルコ、ロシア等の血を引く「one-man melting pot」。スナク財務相：インド系等）。
- (6) 徹底的プラグマティズム（外交での冷徹な国益第一主義や、「グリーン産業革命」におけるCCUS重視、低炭素水素としてブルー水素、イロー水素への評価や、ベース電源としての原子力推進）。
- (7) 歴史、文化、言語、法体系、安全保障等を背景とした米国との「特別な関係」。
- (8) 緩和が進んだ透明性の高い規制。EUからの離脱によって一層柔軟性を確保。
- (9) ロンドンを中心とする高度な法務、会計、税務、財務やインテリジェンス機能の集積。
- (10) 低い法人税等（税率は現行19%から2023年度以降25%へ引き上げ予定もG7中最低水準を維持）、事業を遂行する上で魅力的税制。
- (11) 世界中から優秀な人材が集まる柔軟な労働市場（Brexit後は高技能人材の受け入れを強化）。
- (12) Oxbridge等世界最高峰の高等教育機関の集積と、輩出される「ベストアンドブライテスト」。
- (13) 医療・通信・交通等さまざまなインフラの充実。
- (14) 公用語としての英語環境。
- (15) 国際取引における準拠法としての英国法。

出所：欧州三井物産戦略情報課作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容は無断転載・複製を禁じます。当レポートは信頼できると思われる情報ソースから入手した情報・データに基づき作成していますが、当社はその正確性、完全性、信頼性等を保証するものではありません。当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社及び三井物産グループの統一した見解を示すものではありません。また、当レポートのご利用により、直接的あるいは間接的な不利益・損害が発生したとしても、当社及び三井物産グループは一切責任を負いません。レポートに掲載された内容は予告なしに変更することがあります。